

# 新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針

令和2年8月31日

土庄町長 三枝 邦彦

令和2年3月28日に、国において決定された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、国、県、町がそれぞれの役割を果たすべく、対策を講じて来ました。

令和2年4月7日に、東京都など7都道府県を特定警戒区域とした緊急事態宣言が発令されて以後、土庄町においては、4月14日に県独自の緊急事態宣言の発令を受け、感染拡大防止に不断の努力をしてまいりました。

5月25日の国の緊急事態解除宣言以降、香川県においても感染予防対策期として、「一定の移行期間を設け、外出の自粛や催物（イベント等）の開催制限等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。」としたところですが、7月10日以降県内において新たな感染者が連続して発生すると共に、7月16日には、土庄町において第1例目の感染者が発生いたしました。

県においては、7月18日からを感染警戒期として警戒レベルを引き上げ、住民の皆さんや事業者の皆さんにさらなる感染拡大防止の対応を要請しているところです。

土庄町においても、国、県の動向を鑑み、基本方針を以下のように変更します。

なお、この方針は、現時点での対応となりますので、今後の感染拡大の状況、国・県の方針を踏まえ、都度、更新してまいります。

## 基本方針

1. 町主催の催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や、業種ごとに策定される感染拡大防止ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策を講じることを前提として、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等で開催するものとする。
2. 公共施設を利用する民間や団体主催の集会やイベント等については、
  1. と同様の要件による開催の形態とするよう協力を依頼する。
3. 感染拡大防止のための「新しい生活様式」の定着を推進するとともに、特措法に基づく県の要請に応じる。

催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

(2.8.31 現在)

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的な移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 (7.10～7.31)	○ 【2,500人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【2,500人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【2,500人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		
【移行期間後】 感染状況を見つ、 当面9月末まで維持	○ 【2,500人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【2,500人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【2,500人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×	

- (注) ・屋内は人数上限と収容人数の50%のどちらか小さい方を限度。屋外にあっては十分な間隔（できるだけ2m）を確保
- ・ただし屋外であっても座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の50%程度以内という基準を用いる。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人の距離を十分に確保という基準を用いる。
  - ・国の方針を踏まえ、9月末までの新たな知見が得られる等の状況に応じ、目安を見直す場合がある。また、10月以降の取扱については、今後検討する。